

平成 30 年度第 3 回太子町行財政審議会議事録

日 時 : 平成 30 年 9 月 18 日 午後 0 時 30 分～

場 所 : 太子町役場 議会棟 常任委員会室

第 3 回 太子町行財政審議会 議事録

1 審議会の日時及び場所

日時 平成 30 年 9 月 18 日 (火)

開会 午後 0 時 30 分 閉会 午後 1 時 55 分

場所 太子町役場 議会棟 常任委員会室

2 審議事項

特別職の給料及び報酬の見直しについて

3 委員の出席・欠席

出席委員：中村 孝秀 山本 俊博 福田 敏博 土井 弘

赤松 伊登枝 首藤 昭夫 濱上 廣良

欠席委員：伊藤 剛

4 事務局

総務部長 栄藤 雅雄

総務課長 山本 紀弘

総務課係長 中井 義之

総務課主査 井出 洋平

5 傍聴者 なし

6 審議経過及び結果

別紙にて記載する。

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事録署名委員の指名
会長が福田敏博委員と首藤昭夫委員を指名
- 5 町長より諮問
- 6 審議「特別職の給料及び報酬の見直し」について

事務局	(諮問事項に係る資料の説明)
会 長	ただいま説明がありました内容につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
事務局	冒頭に担当から申し上げましたが行財政審議会では、議会議員の議員報酬、町長、副町長及び教育長の給与の額に關することが担任事務となっておりませんが、前回の見直しが平成 25 年、その前の見直しは更に 13 年前になっており、その時に非常勤の特別職の報酬についても併せて審議しており、今回も同じようにさせていただいております。
	また議会議員の報酬については、今年 3 月の特別委員会で議員定数は 1 名減、報酬については据え置くという結論となっておりますが、議員報酬についてはこの審議会の担任事務となっておりますので、いずれかのタイミングで議題となると思いますのでよろしくお願いします。
会 長	特別職の給与の減額ということで、1 番最初にされたのは当時の町長の意思でしょうか。
事務局	そうです。
会 長	大体町長の選挙公約で決められることが多いですが、昨今の状況では減額をしている自治体も減少していますし、本当に財政状況が苦しい自治体がまだ残っているようです。現町長は様々な場面で財政状況が苦しいと発言されており、給与の減額は町長の意思がどうかという点が大きなウエイトを占めると考えます。
委 員	1 ページ目からお聞きしたいのですが、25 年は人口が 34,681 人だったのが現在 34,330 人と 351 人減になっていますがこれについて、支出の面についてどう考えておられるのかと思います。当然のことながら税収が減ることを考慮しているのでしょうか。
事務局	約 300 人の減による税収減よりも少子高齢化対策による社会保障費が

右肩上がりとなっているのが現実です。それと併せて、担当から申し上げましたとおり、公債比率、借金の額も公共施設の公債費も上がってきたり、今後は公共施設の老朽化が進み、それを修繕していかなければならないですし、財政調整基金という町の貯金があるのですが、これの取り崩し額が年々多くなっている状況ですので、担当が申し上げました健全化判断比率では、今のところレッドラインに到達していない状況ではありますが、今後は様々な条件が加わってきますので、財政としては今後苦しい形になろうかと思えます。

委 員

近隣市の中に前は川西市が入っていましたが、今回入っていないのはなぜでしょうか。

事務局

前はもう少し多くの自治体を調査していたかもしれませんが、人口規模などあまりにもかけ離れている団体に関しては、今回調査対象外としたことと、近畿2府4県の同規模団体について距離は遠いですが、先程言いました類似団体ということで参考とさせていただいています。

委 員

10 ページの(3)ですが、最低賃金の861円に50円足したら911円になりますが、907円となっているのはどういう計算になっているのかということと、2年後の最低賃金は、だいたい1年に約25円前後上がると想定した場合、2年で50円上がって911円となって最低賃金より低くなると思えます。また県の最低賃金に50円足すと921円となるので少し計算が甘いのではないかと感じます。

事務局

投票立会人の件についてですが、ここ最近の上げ幅は非常に高く25円、27円程度になっています。当初この金額を出すために定期的に見直すということで5年間又は3年間にすればいいのかという中で、実はこの立会人と投票管理者との兼ね合いがありまして、7ページを開けていただくと投票立会人と投票管理者が並んでいます、仕事内容からも投票管理者のほうが投票所全体の運営を行うという非常に仕事が重たいということから差を設けています。前回25年のときも差をつけながら、近隣団体の平均を取って、投票管理者が日額12,900円としています。投票立会人についても平均を取って11,200円としています。期日前投票については10,900円としています。この数字を出すときに平均額を時間数で割っています。投票所の場合は13時間、期日前投票所では11.5時間、それを単価に換算しますと、861円・947円という単価となります。これを3年後、4年後、5年後という形で加算していきますると投票管理者の日額を超えてしまいます。投票管理者の報酬については、見直す予定がないため、投票立会人の額を上げ過ぎてしまうと投票管理者を上回ってしまいますので、投票管理者との差をつけながら2年分引き上げ幅として50円と仮定し、日額で900円ぐらいの差をつけました。

これも今後定期的な見直しが必要であるという考え方で、2 年毎とか必要によっては毎年見直すとかいうところも考えなければならないところであり、今回は結果的に 2 年間 50 円という上げ幅の大小がありますが最低賃金を下回るわけにはいかないのでそれを上乘せさせていただいたという考え方です。

委 員

10 ページの監査委員の学識経験者と議員のところですが、仕事の内容的には同じだと思うので報酬額が一緒でもいいとは思いますが、43,000 円に 12 ヶ月をかけて 516,000 円になり、他団体と比較して、かなり金額が高いと思いますが監査委員は毎月仕事があるのですか。

事務局

28 年度実績では概ね年間 30 日出ておられます。30 日の間で定例監査、定期監査などの業務をこなしておられます。

委 員

正味 30 日ですか。

事務局

28 年度実績ではそうなっています。これが多いか少ないかということになりますが、ただ、自宅等で調査研究をされることもあると思いますが、実績としてはそういう形になっています。特に学識経験者については地方自治法で人格が高潔で財務管理等に優れた見識をお持ちの方とされており、議員の場合は議会から選出するという形になっておりますので若干その辺りが異なっています。

委 員

議員の場合は、議員報酬とは別にということですよ。

事務局

そういうこともあり前回 5 年前に一考をとったと思います。

委 員

議員の監査委員はそれなりの知識を持った者になっているのですか、それとも何かのルールに基づいた充て職のような形でやっているのですか、それによっても考え方が変わってくると思います。

事務局

監査委員は議会選出の委員と町長が議会へ承認を求める代表監査委員の 2 人がおられますが、代表監査委員は今、事務局が申し上げましたとおり監事に必要な知識を有する者ということが法律で求められています。例えば税理士であるとか、公認会計士という特別な資格の有無は関係なく、会計や帳簿に精通された方ということが法律で決められています。一方、議会選出の監査委員は特に要件も無く、議会から選出することになります。

会 長

議員代表で一人置くということですから、議員報酬は別に支給されているので監査の報酬を下げてもいいのではと思います。

事務局

監査の仕事は毎月の定例監査があります。また、各所属の支出事務や契約などを適正に処理しているかという定期監査があります。それから決算監査は 1 年間仕事をしてきて決算がきっちりしているかという大きく三つの監査があります。議会選出の監査委員と代表監査委員で異なる業務をされているかということ、同じ内容の仕事をされています。今まで

同額だったのは、同じ内容・日数で仕事されている点を重視して同額としていると推測されます。

委員 他在市町と比べても結構差があります。ただ、先程の話を聞いたら同じ仕事内容ならば同額でもいいようにも思います。

事務局 代表監査委員は、議会において監査報告し質疑応答も受けられます。そういう意味では、差があってもおかしくはないと思います。

会長 では、本来の議題に戻りますが特別職の町長・副町長・教育長の報酬の減額を続けるかということについていかがでしょうか。

委員 各種団体の補助金削減や議員定数削減している中、仮に削減幅を小さくしたら住民感情を逆なでするような気がします。最低でも現状維持、もしくは下げるのがよいと思います。また、監査委員ですが、議員は年間何百万の議員報酬をもらっているので、単独の監査委員とは、差があってもいいと思います。

会長 本当に財政状況が厳しい中、町長自身がどう考えておられるのかだと思います。減額については、選挙公約でされているケースが多いので、町長が財政状況を考慮して判断すればいいのではないかと思います。

委員 私も前回の審議会に出席していましたが、5年前に比べて副町長と教育長の給与は逆に上がっているのでしょうか。

事務局 基礎額は、町長 890,000 円、副町長 730,000 円、教育長 675,000 円です。表の現行改定前は平成 8 年当時の状況で町長 870,000 円から 890,000 円に、副町長・教育長についても同時に引き上げられました。現行の 890,000 円・730,000 円・675,000 円に対して 15%・10%・8% 減額という結論の審議会答申を頂いております。

委員 私も皆さんと同じ考えで、特別職の給与については現行どおり、監査委員については差を設けるという形でお願いしたいと思います。

会長 特別職の給与、選挙立会人報酬、監査委員報酬については、これまでの皆さんのご意見を踏まえて答申案を考えていただきたいと思います。では、次に教育委員についてご意見をお願いします。

委員 教育委員長の新法の適用が 10 月 1 日からとなり、今後は教育長が教育委員長を兼ね、これまでの教育委員長の籍が無くなりますが、教育長不在の場合に関して職務代理者があるわけです。この書類を頂いたのが週末でしたので、今日の午前中に事務局に資料点検の依頼をしました。私自身が今、教育委員長として中西播磨の連合の教育委員会の理事をしています。任期は今年度までです。あと揖龍の連絡協議会の会長とか副会長をしています。教育委員長としての充て職なのか、職務代理者になってもあるのかを事務局に確認しています。その結果、同じように出席する必要があるのであれば、教育委員長の職は無くなりますが、その

職務代行として現行のように教育委員長を代行する委員とその他の委員の報酬には差をつけるべきだと思います。

もう一点については、5年前の前回も報酬が高いという議論になり、その中で答申をいただく前に教育委員会管理課から近隣の市町の教育委員の業務量を調べていただくと他の市町とほぼ同じでした。ですから、今後も仕事量が減るわけでないのに減額するのはどうかということで現状維持になったと思います。確かに、委員の場合月 38,000 円、委員長は 43,000 円という形が、県下平均の 26,000 円と比較すると年間 10 万円多いということになり、今の額が多すぎるといえるのであれば下げても構いません。ただ、教育委員は給料を貰っているからやっているのではなく、額が多い少ないからやるとかやらないというものでもありません。私自身は無償でもいいと思っています。ただ、それはいろんな立場で会議などに出席しなければならないのであれば、その経費も必要になってくると思います。委員であっても全国、近畿、県内の大会等も参加しますので、教育委員長の立場から言えば必要だと思います。ただ、これらの事を踏まえていただいた皆さんの意見には従いたいと思います。

事務局 それでは、現在教育委員会に調査を依頼されていますので、次回に資料を提出させていただき、改めて検証させていただくということによろしいでしょうか。

会長 お願いします。最初にお話がありましたように、これまでは5年毎に見直しを行っておりますが、今後は社会情勢の変化もあると思いますので2年とか3年で見直しを検討する必要があると思います。その他に何かありますか。

委員 特にありません。

会長 それでは皆さんの意見も出たようですので、それを踏まえて次回に答申を出したいと思います。

事務局 次回に教育委員の件についても併せて報告させていただきます。

会長 それでは、いろいろご審議ありがとうございました。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 30 年 12 月 3 日

署名委員

福田敏博

片藤昭夫

